第百五十一条第一項第一号	議会の議員	議会の議長
都道府県議会議員共済会	都道府県議会議員存続共済会	
第百五十一条第一項第二号	議会の議員	議会の議長
市議会議員共済会	市議会議員存続共済会	
第百五十一条第一項第三号	議会の議員	議会の議長
町村議会議員共済会	町村議会議員存続共済会	
第百五十一条第二項及び第三項並びに第百五十二条第一項各号列記以外の部分	共済会	存続共済会
第百五十二条第一項第四号	代議員会	代議員会（都道府県議会議員存続共済会にあつては、総会。以下同じ。）
第百五十三条第一項及び第百五十四条から第百五十七条の二まで	共済会	存続共済会
第百六十七条第一項	共済給付金	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第五条に規定する旧退職一時金、同法附則第七条第一項に規定する代替退職一時金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金、同法附則第九条に規定する旧遺族年金及び同法附則第十条に規定する旧遺族一時金並びに同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十四条第一項に規定する特例遺族年金及び同法附則第十七条第一項に規定する特例遺族一時金（以下「旧共済給付金」という。）並びに同法附則第十八条第一項に規定する特例公務傷病年金、同法附則第十九条第一項に規定する特例遺族一時金（以下「特例共済給付金」という。）
	前条第一項に規定する掛金及び特別掛金	同法の施行の際現に存続共済会が保有する同法による改正前の第百五十八条に規定する共済給付金の給付のための業務上の余裕金
第百六十七条第二項	共済会の収支の状況を勘案して、総務省令	総務省令
第百六十七条第三項	共済会	存続共済会
第百六十七条の二	市議会議員共済会及び町村議会議員共済会	市議会議員存続共済会及び町村議会議員存続共済会
市議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準と町村議会議員共済会の給付に要する費用の負担の水準の均衡		旧共済給付金及び特例共済給付金の給付の円滑な実施
市議会議員共済会にあつては町村議会議員共済会		市議会議員存続共済会にあつては町村議会議員存続共済会
町村議会議員共済会にあつては市議会議員共済会		町村議会議員存続共済会にあつては市議会議員存続共済会
第百七十条	共済会	存続共済会
第百七十条の二	地方議会議員	地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）
	共済会	存続共済会
第百七十条の三	共済会	存続共済会
	第百六十一条の二第一項	地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の第百六十一条の二第一項（同法附則第十二条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）
附則第二十六条	共済会	存続共済会

3　存続共済会は、第一項各号に掲げる業務が全て終了したときにおいて解散する。

4　前項の規定により存続共済会が解散した場合における解散の登記その他解散に伴う必要な措置については、政令で定める。

（秘密保持義務）

第二十四条　存続共済会の役員若しくは存続共済会の事務に従事する者又はこれらの者であった者は、存続共済会の事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

（旧共済会の掛金等の徴収に関する経過措置）

第二十五条　旧共済会に係る掛金、特別掛金及び負担金の徴収については、なお従前の例による。

（年金受給者の書類の提出等）

第二十六条　存続共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、その支給を受ける者に対し、収入の状況に関する書類その他の物件の提出を求めることができる。

2　存続共済会は、前項の要求をした場合において、正当な理由がなくてこれに応じない者があるときは、その者に対しては、これに応ずるまでの間、年金である給付の支払を差し止めることができる。

（資料の提供）

第二十七条　存続共済会は、年金である給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、その支給を受ける者の収入の状況につき、官公署に対し必要な資料の提供を求め、又はその者の雇用主、取引先その他の関係人に報告を求めることができる。

（罰則）

第二十八条　附則第二十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。